

商標審判部（TTAB）における最終審理前協議の試行プログラムを検討

2022年5月24日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

USPTOは5月6日、商標審判部（TTAB）における異議申立及び取消審判に対して最終審理前協議（FPC: Final Pretrial Conference）を導入する試行プログラム案を公表し、当該案に対する意見を募集すると通知した。

審理前協議とは、地方裁判所においてよく利用される、審理の準備や迅速化を目的として公判審理の前に開催される当事者間の協議である。地裁では、ディスカバリー（証拠開示手続）の後に行われる審理前協議は最終審理前協議と呼ばれており、双方の主張や証人の一覧を記載した命令書が作成される。

TTABでは、異議申立及び取消審判において関連性の低いもしくは重複する証拠等の提出により記録が膨大となる案件の処理が課題となっている。USPTOは審判手続の合理化のために審理の論点を絞ることを目的に、地裁に倣って最終審理前協議を導入する試行プログラムを検討中であるとしている¹。

試行プログラムの対象となるのは、例えば、審理しきれないほど多数の主張や抗弁がある、当事者や代理人がTTABの手続に慣れていない、議論が過度に紛糾している等、記録が膨大となる可能性がある案件とされている。

試行プログラムでは、異議申立及び取消審判におけるディスカバリーの後、当事者は審理で使用する予定の資料や証拠の一覧及び写しを交換し、TTABが公表している雛形²に沿って命令書を作成することとなる。命令書には、双方の主張、論点、和解協議の状況、証人や証拠の一覧、相手方の証拠に対する異議等が含まれる。命令書に記載された内容はその後の審理において原則として変更できない。

USPTOは関係者から意見を聴取した後、2022年末までに試行プログラムを開始し、その後も実施方法を調整しながらこの制度の有用性について十分な情報が集まるまで試行を続けるとしている。

（以上）

¹ Final Pretrial Conference Pilot

² TTAB Model Form of Final Pretrial Order Draft